

近畿中央病院閉院後の診療体制と診療情報提供書(紹介状)の取り扱いについて

各医療機関 主治医先生

平素より、公立学校共済組合の組合員の診療に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既報の通り近畿中央病院は令和7年度末をもちまして閉院いたしました。本年4月より、運営母体である公立学校共済組合が新たに直営クリニックとして当院を設立いたしました。

以前と同様に当院は、地方公務員法に基づく休職および復職の判定等にあたり、主治医の先生のご診断・治療方針を参考にさせていただきながら、事業者側(当院を指定する教育委員会等)の判断材料となる「2 通目の診断書」を発行する役割を担っております。

さらに従来の「復職支援(リワーク)」「メンタルヘルス相談」機能も継承し、運営を継続しております。

当クリニックは、組合内診療所(保険外・自由診療)という形態をとっております。つきましては、貴院より当院宛に診療情報提供書をご作成いただく際、医療保険における「診療情報提供料」の算定対象外(産業医向け文書等と同様の扱い)となります。恐れ入りますが、文書料につきましては患者様への自費請求としてお取り扱いいただけますようお願い申し上げます。

制度上の制約により、貴院および患者様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、主治医の先生のご治療方針を尊重しつつ、組合員の健康管理と円滑な職場復帰に向けて連携してまいり所存です。

謹白

令和8年4月

公立学校共済組合 近畿教職員ストレスケアクリニック
精神科
院長 山村 周平